

お知らせ&ごあんない



お知らせ

電システムの導入をご検討されている方はご注意ください。

■補助金額

太陽電池モジュールの最大出力1Kwあたり4万5千円（上限18万円）を予算の範囲内で交付します。

※平成22年4月1日以降

に経済産業省が定める「住宅用太陽

光発電導入支援補助金」を受けられ

た方に対して町が上乗せし補助する

ものです。

■補助対象者
①自ら居住する町内の住宅にシステムを設置したもの又は住宅供給業

■お問い合わせ先
上島町役場 総務部 企画政策課
(TEL 0897-177-4011)
0897-177-4011

公営事業課 上下水道係

■お問い合わせ先
③町税、町施設の使用料等を滞納している方
④システム設置補助金の交付額確定通知を受けている方
⑤町税、町施設の使用料等を滞納している方

「おいしさ」「だいじなお水」「ごくごくり」

者等から自ら居住するために町内にシステム付きの住宅を購入した方
②一般社団法人太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）より平成22年4月1日以降にシステム設置補助金の交付額確定通知を受けている方

していな

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

児童手当現況届の提出をお願いします

児童手当を受給されている方は、毎年6月に「児童手当現況届」を提出していただく必要があります。現況届は、毎年6月1日の受給者の方の状況を確認し、手当を引き続き受けることができるか認定するための大切な届出です。

平成26年度の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安 (給与収入のみ)
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万円1千円
5人	812万円	1,042万円1千円

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある方についての限度額は、上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額です。

※扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額です。

※児童を養育している方の所得が上記の額以上の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

●受給者が被用者（サラリーマン等の厚生年金加入者）の場合
「健康保険被保険者証（受給者本人）の写し」又は「年金加入証明書」
●他の市区町村から転入してきた方で、平成26年1月1日に上島町内に住所がなかつた方
「所得証明書」※前住所地の市区

子育て世帯臨時特例給付金

平成26年1月1日に上島町で児童手当を受給されている方が対象となります。

申請方法や受付期間は以下のとおりとなります。

【受付期間】 6月2日～9月2日

【申請方法】

●児童手当の現況届と一緒に提出

現況届と一緒に申請用紙を6月初旬に住民課からお送りします。

●申請書を窓口もしくは郵送で提出

平成26年1月1日以降に上島町から転出された方、年齢到達により児童手当受給者でなくなった方に、申請用紙を6月初旬に住民課からお送りします。

【給付】

●児童1人につき、1万円支給

※臨時福祉給付金を受けられる方は、子育て世帯臨時特例給付金を受けることができません。

詳しくは下記までお問い合わせください。

弓削総合支所住民課 TEL 0897-77-2500

生名総合支所住民課 TEL 0897-76-3000

岩総合支所住民課 TEL 0897-75-2500

魚島総合支所住民課 TEL 0897-78-0011

町村で交付を受けてください。
●その他必要に応じて提出する書類には、「別居監護申立書」や児童の「住民票謄本」が必要です。
詳しくは左記までお問い合わせください。

重心・母子受給者証 更新のお知らせ

町村で交付を受けてください。
●その他必要に応じて提出する書類には、「別居監護申立書」や児童の「住民票謄本」が必要です。
詳しくは左記までお問い合わせください。
●その他必要に応じて提出する書類には、「別居監護申立書」や児童の「住民票謄本」が必要です。
詳しくは左記までお問い合わせください。

重度心身障がい者・母子家庭医療の受給者証の有効期限が近くなりました。6月23日(月)～30日(月)までに、各総合支所住民課で更新手続きを行ってください。

弓削総合支所住民課
TEL 0897-77-2500
生名総合支所住民課
TEL 0897-76-3000
岩総合支所住民課
TEL 0897-75-2500
魚島総合支所住民課
TEL 0897-78-0011

弓削総合支所住民課
TEL 0897-77-2500
生名総合支所住民課
TEL 0897-76-3000
岩総合支所住民課
TEL 0897-75-2500
魚島総合支所住民課
TEL 0897-78-0011

上島町職員の募集について

平成27年4月1日採用予定の職員募集について、次のとおり予定しておりますのでお知らせします。

■試験日

平成26年9月21日(日)

■職種・募集人員

- | | |
|---------------|------|
| ○一般行政職 | 若干名 |
| ○理学療法士又は作業療法士 | 1名程度 |
| ○消防士 | 1名程度 |
| ○保育士 | 2名程度 |
| ○海光園介護員 | 1名程度 |
| ○海光園調理員 | 1名程度 |

※職種、募集人員については、状況により変更する場合があります。



■仕事内容
調査員説明会への出席、調査票の点検・整理などの業務に従事していくことになります。詳しい内容については、左記の問合せ先までご連絡ください。

上島町では、国勢調査をはじめとする各種統計調査の調査員として登録していただける「登録調査員」を募集します。登録調査員は、統計調査が実施されることに、国又は都道府県から統計調査員として任命され、調査票の配布・回収した調査票の点検・整理などの業務に従事していくことになります。

登録調査員の募集

■報酬
配布、回収、点検、整理など
調査内容により異なる

■お問い合わせ先

上島町役場 弓削総合支所広報情報課（統計担当）TEL 0897-177-125-00

労働保険の年度更新

労働保険の更新は社員とその家族を守るという、経営者の宣言です。

労働保険（労災保険・雇用保険）の手続き期間は、6月2日(月)まで

■労働保険年度更新申告書第一次受付会（テクスポート今治）

・6月16日(月) 10時～15時
・6月17日(火) 10時～15時

から7月10日(木)までです。手続きはお早めに！
電子申請 (<http://www.e-gov.go.jp/>) もご利用になれます。

お問い合わせは愛媛労働局労働保険徴収室（住所：松山市若草町4番地3、TEL：0891-935-15202）又は最寄りの労働基準監督署（今治監督署：住所：今治市旭町1-3-1、TEL：0898-132-4560）まで。

臨時福祉給付金申請について

平成26年1月1日時点で、下記の条件を全て満たす方が対象となります。

- 住民票が上島町にある
- 平成26年度分の住民税が非課税
- 平成26年度分の住民税を課税している人の扶養者でない
- 生活保護を受けていない



支給額や申請方法、受付期間は以下のとおりとなります。

【支給額】

- 支給対象者1人につき 1万円
- 支給対象者の中で下記に該当する方は、5千円を加算
 - ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
 - ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

【受付期間】 7月1日～9月30日

【申請方法】

1. 平成26年度分の住民税非課税通知書と臨時福祉給付金申請書を同封して対象の方に6月下旬に住民課からお送りします。
2. 申請書に必要な事項を記載し、本人確認ができる書類をお持ちになって、各支所窓口まで提出、又は郵送してください。
3. 申請書を国の規定により審査させていただき、支給・不支給決定通知書をお送りします。
4. 支給決定となった方には申請書に記入していただいた口座に臨時福祉給付金が振り込まれます。

詳しくは下記までお問い合わせください。
弓削総合支所住民課 TEL 0897-77-2500

生名総合支所住民課 TEL 0897-76-3000

岩縄総合支所住民課 TEL 0897-75-2500

魚島総合支所住民課 TEL 0897-78-0011